

第4次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンザル）
(案)

計画期間 平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

平成29年 月

千 葉 県

目次

1		
2		
3		
4	1 計画策定の背景及び目的	1
5		
6	2 管理すべき鳥獣の種類	2
7		
8	3 計画の期間	2
9		
10	4 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域	2
11		
12	5 現状及び課題	
13	(1) 生息環境	2
14	(2) 生息状況	3
15	(3) 被害状況および被害防除対策の状況	6
16	(4) 捕獲状況	9
17	(5) 交雑対策の実施状況	10
18	(6) その他の対策	12
19	(7) 第3次計画の評価	13
20		
21	6 第二種特定鳥獣の管理の目標	
22	(1) 中長期的な目標	13
23	(2) 短期的な目標	13
24		
25	7 目標を達成するための施策の基本的考え方	14
26	(1) 基本的な考え方	14
27	(2) コアエリア内の考え方	14
28	(3) コアエリア以外の考え方	18
29	(4) コアエリアの今後の取扱	18
30		
31	8 目標を達成するための主な方策	
32	(1) 捕獲に関する事項	
33	① 群れ管理の方法	18
34	② 個体数調整	20
35		

1	(2) 被害防除対策に関する事項	2 1
2	① 防護柵の設置	2 1
3	② 追い払い・追い上げ	2 1
4	③ 有害獣対策指導員等の設置	2 2
5	④ バッファークレーンの整備	2 2
6		
7	(3) 生息環境の管理に関する事項	
8	① 生息環境の保護	2 4
9	② 生息環境の保全及び管理	2 4
10		
11	(4) 交雑対策に関する事項	2 4
12	① 交雑個体判定手法	2 5
13	② 交雑モニタリング結果の取扱	2 5
14	③ 交雑対策に係るバッファークレーンの考え方	2 5
15		
16	(5) モニタリング等の調査研究	2 5
17	① 地域個体群の生息域及び群れ数調査	2 5
18	② 群れごとの生息状況等	2 6
19	③ 群れごとの被害状況	2 6
20	④ 生息環境	2 6
21	⑤ 交雑	2 6
22		
23	9 その他第二種特定鳥獣の管理のために必要な事項	
24	(1) 実施体制の整備	2 7
25	(2) 合意形成	2 9
26	(3) 普及啓発	2 9
27	(4) 捕獲後の個体の処理方法	2 9
28	(5) 管理体制の整備	2 9
29	(6) 計画の実施体制	2 9

1 計画策定の背景及び目的

県内各所に「猿田」「猿山」等、「猿」のつく地名が残されていることから、県内ではかなり古くからニホンザルが生息していたことがわかる。

学術的には1923年（大正12年）に長谷部言人により全国の分布調査が実施され、千葉県でもその生息が確認された。

昭和5年からは君津郡（現在の君津市、富津市、木更津市、袖ヶ浦市）一帯で捕獲が禁止され、昭和22年9月23日からニホンザルは非狩猟鳥獣となるなど、昭和の初めから30年代初めまでは生息数が少なく、貴重な野生生物として扱われていた。

さらに、昭和31年には「高宕山のサル生息地」が天然記念物に指定され、餌付けが君津市、富津市の一部の地域で行われた。

しかし、こうして保護されたニホンザルの個体数は増加した。

また、これに加え開発による自然林の伐採などにより、里山に下りてきたニホンザルは農作物に被害を与えるようになり、軋轢が徐々に増してきた。このため昭和41年からは、有害鳥獣捕獲（かつての有害鳥獣駆除）が始められた。野生動物と人との軋轢は、程度の差はあるものの常に存在する。

自然界では餌の豊凶や天敵等により個体数が変動している。しかし農地への依存が高まり（栄養状態の向上）、また天敵にも期待できない以上、野生動物といえどもその存続や保全を図りながら人間との軋轢の調整、具体的には被害軽減のための農地管理、生息環境の整備、個体数調整などをせざるを得ない。

この調整のためには科学的知見による基礎データの上に、適正な管理計画が作成される必要があるが、千葉県では数年にわたる生息生態調査等の基礎データの蓄積（平成6年度から継続して実施している「房総半島における野生猿管理対策調査研究事業報告」、以下「調査報告」という。）があったため、これを基に平成11年の「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律」の改正により新たに創設された「特定鳥獣保護管理計画」制度の活用のため、ニホンザルとの共存を目指し、平成10年3月に「千葉県野生猿保護管理計画」（計画期間、平成10年度～14年度）が策定された。

本計画は、「千葉県野生猿保護管理計画」の内容を踏襲して平成14年度に策定された「第1次千葉県特定鳥獣保護管理計画（ニホンザル）」（計画期間、平成15年度～19年度）、平成19年度に策定された「第2次千葉県特定鳥獣保護管理計画（ニホンザル）」（計画期間、平成20年度～23年度）及び平成26年度に改正された「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に基づき平成27年度に一部改正された「第3次千葉県第二種特定鳥獣管理計画（ニホンザル）」の第4次の計画であり、ニホンザルとアカゲザルとの交雑を回避し房総丘陵のニホンザル地域個体群の長期にわたる安定的な保全を図り生物多様性を確保するとともに、農林業被害の軽減を図ることにより、人と野生鳥獣との軋轢の軽減を目的として策定するものである。

2 管理すべき鳥獣の種類

県内に生息するニホンザル

(ニホンザル生息域のアカゲザルとニホンザルとの交雑個体を含む)

3 計画の期間

平成 29 年 4 月 1 日～平成 34 年 3 月 31 日

4 第二種特定鳥獣の管理が行われるべき区域

群れの生息する次の地域

市原市 勝浦市 大多喜町 御宿町 鴨川市 南房総市 鋸南町 木更津市
君津市 富津市

及び群れの生息域にとどまらず千葉県内においてハナレザルの出没する地域

5 現状と課題

(1) 生息環境

ニホンザルが生息する本県南部の丘陵地帯は、年間を通して温暖で降水量も多く（ニホンザルの生息域における、昭和 56 年から平成 22 年の間の平均気温・降水量、勝浦：15.7℃、1,970mm、鴨川：15.7℃、1,822mm、坂畑 13.8℃、2,050mm）、豊かな自然環境に恵まれている。

生息域の植生は図－1 のとおりであり、森林はスギ・ヒノキやマテバシイの植林とコナラやシイ・カシ類の広葉樹林が分布している。